

富士市長
様

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策を行うことで、地方消費者行政活性化交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、富士市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

1. 相談員体制の維持を要望いたします。

平成 22 年度のデータでは、富士市の 1 日あたりの相談員数は 3 人になっております。この相談員の人数は、富士市の人口からすると、市民の消費生活相談を受けるのに充分であると考えます。今後、交付金がなくなってもこのレベルを維持できるよう、ご尽力いただきたいと思っております。

また、様々な消費者問題に対応できる相談員を養成することは、市民がより充実した消費生活相談を受けるのに重要であると考えられます。そのため、相談員の養成にも力を入れて取り組んでいただけるようお願いいたします。

2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうためには、まず、消費生活講座が充実している必要があると考えます。富士市では平成 22 年度に消費生活講座を 41 回開催したと伺っております。10 年前は 8 回の開催となっているため、大変、講座数の充実が図られてきたことが伺えます。特に、出前講座の開催数を増やしたことは、多くの市民に受講する機会を与えることにつながるため、引き続き、出前講座を中心とした消費生活講座を開催していただけるよう要望いたします。

また、人口規模レベルが類似している沼津市では、消費生活講座のテーマを変えて、6 種類の講座を開催しています。平成 22 年度では、富士市は 3 種類と伺っております。沼津市のようにテーマを変えることは、様々な消費者に関心を持たせることにもつながると考えられますので、今後、さらなる講座の内容の充実をご検討していただきたく思います。

3. 消費者団体の育成を要望いたします。

富士市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。